

平成29年6月1日（木）
国土交通省関東地方整備局
企 画 部

記者発表資料

週休2日の達成を目指す試行工事をスタートします

～建設業が取り組む「週休2日の定着」を発注者としてサポート～

関東地方整備局においては、平成27年度から「週休2日確保試行工事（以下、「試行工事」という。）、昨年9月に公表した“地域インフラ”サポートプラン関東2016では、「休める現場を目指し、工事工程表の開示を週休2日モデル工事とセットで実施」等の取り組みを実施してきたところですが、3月に策定された働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、同日付の本省通知*1（週休2日の推進に向けた適切な工期設定について）、5月12日に開催した一般社団法人日本建設業連合会との「公共工事の諸課題に関する意見交換会」等を踏まえ、試行工事の内容を見直し、これまで以上に発注者として週休2日の確保に向けて取り組むこととしました。

関東地方整備局の新たな試行工事の4つのポイントは以下のとおりです。

- ポイント1. **原則全ての工事を試行工事の対象**とします。（施工条件の制約が厳しい工事を除く）
- ポイント2. 試行工事の公告時には、**工事工程表の添付を原則化**するとともに余裕期間制度の設定を積極的に行います。
- ポイント3. 工期の変更協議をスムーズに行うために、**工事工程クリティカルパスの共有**を行います。
- ポイント4. **関東独自のインセンティブ付与**として、試行工事に取り組み、一定期間の週休2日を達成した工事には取組証を発行します。

*1；国土交通省全体の週休2日に関する新たな取り組み内容は、参考資料のとおり。

◆参考資料 関東地方整備局 ホームページ

『週休2日制確保モデル工事』について（H28.8.9 記者発表）

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000415.html

“地域インフラ”サポートプラン関東2016 フォローアップレポート

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000672155.pdf

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 企画部

電 話 048-601-3151（代）

[試行工事全般] 技術管理課長 佐藤重孝（内3311）

課長補佐 石川武彦（内3312）

[インセンティブ付与（総合評価）] 技術調査課 建設専門官 八木昭稔（内3257）

新たな試行工事の概要(前年度試行との比較)

項目	新たな試行工事	平成28年度試行	備考
発注方式	発注者指定型、受注者希望型の2種類とするが、当面は受注者希望型による。(発注者指定型も実施可能)	受注者希望型 (平成28年度の試行件数は47件)	本省通知
対象工事	施工条件の制約が厳しい工事を除く全工事	1~2件程度/事務所	関東独自(ポイント1)
工事工程表	原則全ての試行工事に添付	一部の工事で適用 (週休2日とセットは16件で実施)	関東独自(ポイント2)
余裕期間制度	積極的に設定	一部の工事で適用 (週休2日とセットは3件)	関東独自(ポイント2)
間接工事費の補正	共通仮設費(1.02), 現場管理費(1.04)を補正。発注者指定は当初契約、受注者希望型は精算時に計上。	なし	本省通知
工事工程クリティカルパスの共有	施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(全ての工事で実施)	一部の工事で適用 (週休2日とセットは2件)	関東の運用(ポイント3) 本省通知
	(工期の変更) 本省通知(具体例を示し、工期変更を行うことを明記)工程の変更理由が以下の①~⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。 ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	工事契約約款第21条に基づき対応(受注者の請求による工期の延長) 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。	
インセンティブ付与に向けた履行実績取組証の発行	・週休2日相当の8割程度達成し、かつ、月数が工期内の半分の月数以上となった場合に取組証を発行。 (間接工事費の補正、工事成績の取扱と異なる点に注意) ・H30総合評価の運用(案) 総合評価において、「週休2日確保モデル工事の施工実績」があれば加点とすることがある。	なし	関東の運用(ポイント4)

- 働き方改革実行計画の策定を受け、国債等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、準備・後片付け期間の見直しや工期設定支援システムの活用等により、週休2日対応の工期設定を進める。

1. 工期設定の取組内容

① 準備期間 *参考1

主たる工種区分毎に準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模等に応じ設定。

② 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。

③ 雨休率

休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。

④ その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、「工事の性格」等を考慮する。

⑤ 後片付け期間 *参考1

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。

⑥ 工期設定日数の確認

上記①～⑤により設定した日数の合計日数をこれまでの同種類工事の実際にかかった工期と比べ、工期日数の妥当性を確認する。

⑦ 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書に条件を明示する。

⑧ 工期設定支援システム *参考2の活用

工期の設定にあたっては、原則として「工期設定支援システム」を活用する。

2. 工事工程クリティカルパスの共有

原則全ての工事において、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合は、処理対応者を明確にする。

① 工事工程クリティカルパスの共有方法 *参考3

円滑な協議を行うため、施工当初(準備期間内)において工事工程(特にクリティカルパス)と関連する案件の処理期限等について、受発注者で共有する。工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成する(特記仕様書等に明示)。

② 工事工程クリティカルパスの変更が生じた場合の措置

工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

3. 間接工事費の補正 *参考4

補正内容:

週休2日を実施する工事については、間接工事費率に、補正係数を乗じる。
【共通仮設費】1.02、【現場管理費】1.04

補正方法:

〈発注者指定型〉

・週休2日の実施を前提に当初予定価格から補正(未実施の場合は精算時に減額)

〈受注者希望型〉

・契約後に取り組む場合、精算時に補正。

週休2日の考え方:

工期内において、週休2日相当の現場閉所(年末年始、夏季休暇を除く)

参考1 準備・後片付け期間の見直し

○ 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。(通年維持工事は除く)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

今回追加

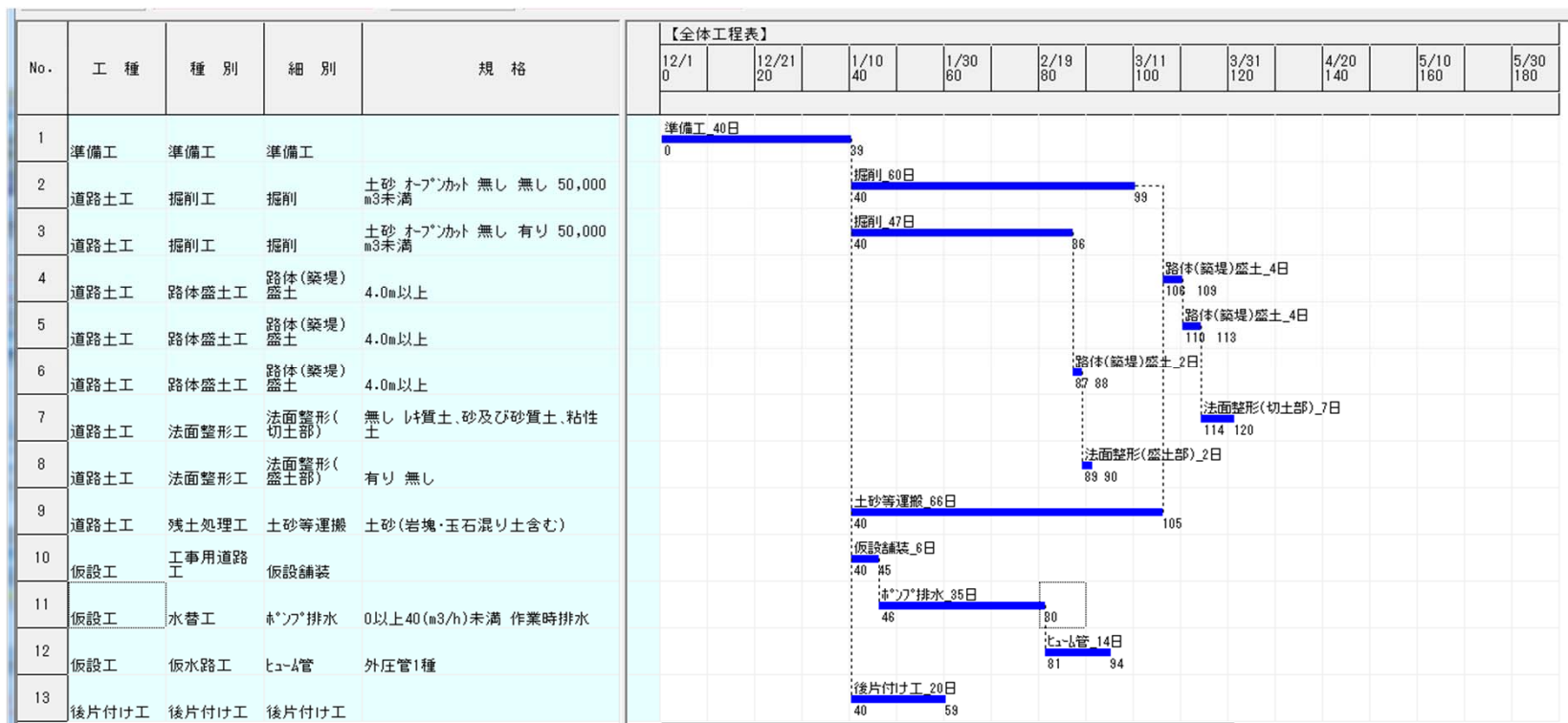
参考2 工期設定支援システムについて

- 工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを作成
- 平成29年度より維持工事を除き **原則的に全ての工事で適用**

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム (イメージ)



参考3 工事工程の受発注者間の共有

- 施工当初段階において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することをルール化。(H29年度より全工事)

<工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成。
- ② 施工計画に影響する事項がある場合には、その内容及び受発注者の責任を明確化。
- ③ 施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更を必ず実施。

担当者	事項	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
施工者	○○工	[Bar]						
	○○工		[Bar]					
	○○工			[Bar]				
	○○工						[Bar]	
発注者	支障物件移設	[Bar]						
	○○協議	[Bar]						

参考4 週休2日を考慮した間接工事費の補正(試行)

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。
- その為、週休2日を実施した場合は、実施した期間に応じて、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費を1.02倍、現場管理費1.04倍補正する。

週休二日を考慮した間接費補正

共通仮設費	現場管理費
1.02倍	1.04倍

○共通仮設費率の解析事例

